小規模化の実施率の状況(都道府県市別)

				小規模グル							レープケア						14 1-45 1 15 144		
					乳児院		児童養護施設			児童自立支援施設			情緒障害児 短期治療施設			地域小規模 児童養護施設			
				施設数	実施施設数	実施率		実施施設数		施設数			施設数	実施施設数	実施率				
	北		道				18	6		3	1	33. 3%	1			18	8	44. 4%	
3		· 森					6	4 5		1			1		_	6	3	16. 7% 50. 0%	
4	白宮	· 切	· · · ·				1	1		1			<u>'</u>		_	1	3	30.0%	
	秋	. 田		1	1	100.0%	4	2		1					_	4			
6	山	形	! 県	1			5	2	40.0%	1					_	5			
7	福	島	! 県	1			8	6		1					_	8	3		
9	茨枥	<u></u>					15 10	5 4		1			1			15 10	2 1	13. 3% 10. 0%	
10	甜						6	6		1			1		_	6	3		
	埼	<u> </u>	見	5			18	14		1					_	18	6		
12	千	葉	県	2			14	4		1					_	14	1	7. 1%	
13	東	· 京	都	10	2	20.0%	52	42		2					_	52	28	53. 8%	
14	神並	奈			1	33. 3%	16 5	10 1		1					_	16	3	18. 8% 20. 0%	
15 16				1			3	1		1					_	5 3	<u> </u>	20.0%	
17	石	. Ji	県	1			4	4		1					_	4			
18	福	月	- 県	2			5	1	20.0%	1					_	5			
19	山		!!	1			5	2		1			<u> </u>		- 100 00	5	1		
20	長岐	当	易県	4	1	EO 00/	16 10	9		1			1	1	100.0%	16	1	6.3%	
21 22	岐 静		- 県	3	1	50. 0% 33. 3%	11	7		1			1			10 11	2		
23	愛	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·] 県	3	<u> </u>	30.0/0	17	4	23.5%	1			2			17	3		
24	愛三滋	. 1	!	2			10	4	40.0%	1					_	10	3	30.0%	
25				1	1	100.0%	4	4		1			1	1	100.0%	4	1	25.0%	
26	京大	<u></u>	府				6 22	8		1 2			1 3	2	66. 7%	6 22	4	10.00/	
27 28	人 兵			4			14	5		1			1		00. 7%	14	1	18. 2% 7. 1%	
29	奈	良	· ···································	2			6	3		1			<u>'</u>		_	6	1	16. 7%	
30	和	歌	山県	1			7			1					-	7	1		
31	鳥			1	1	100.0%	5	4		1			1	1	100.0%	5			
32	島四		県	1			3 12	3		1	1	100.0%	1		_	3 12			
33 34	岡広	山 島					8	8		1			1		_	8	3	37. 5%	
35	山						10	4		1			1			10	1	10.0%	
36	徳	島	,県	1	1	100.0%	7	2		1					_	7	-	, ,	
37	香	: JI					3			1			1			3			
38	愛	. 媛	県 県	2			10	2		1			-		_	10	1		
39 40					2	100.0%	8 11	6	75. 0% 54. 5%	1			1			8 11	1	12. 5% 18. 2%	
41	佐佐	質		1	3	100.0%	6	4		1			<u>'</u>		_	6		10. 2%	
42			· · · ·	1			11	3	27. 3%	1			1			11	1	9.1%	
43	熊	本	、県	3			12	9	75.0%	1			1			12	1		
44	大	分	- 県	1	,	100 00	9	7	77. 8%		1	100.0%			_	9		00.00	
45 46	呂曲	· · · · · · · · ·				100.0%	9 14	5	35. 7%	1			1		_	9 14	2 1		
47	<u>庇</u>	<u>. 児</u>	<u> 馬 宗</u>			100. 0%	8			1			<u> </u>		_	8	2		
48	札	,顿	市			-	5		60.0%			_			_	5			
49	仙	台	市	1			4	1	25.0%			_	1			4	1	25.0%	
50	さ	いた	ま市			-	2	1	50.0%			_	ļ		_	2			
51 52	<u></u> #	葉	<u>市</u>	3	2	66. 7%	2 6	3	50.0%	2	-	_	1	1	100.0%	2 6	1	16. 7%	
53	傾川	· 冯 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· 市			00. /%	2		JU. U%			_	<u> </u>		100.0%	2		10.7%	
54				1			1					_			_	1	1	100.0%	
55	名	古	屋市	3		33. 3%	14	4		1			1			14	4	28.6%	
56	京	割	3 市	2		100.0%	7	5				_	1			7	2		
57	大冊	: 阪	市	4	3	75. 0%	10			1			2			10	2		
58 59	がか	I F	市市		2	100.0%	14	1 7		1		_			_	4 14		25. 0%	
60			· 巾 ; 市		<u> </u>	100.0%	3			<u> </u>		_	1		_	3	1	33. 3%	
61	北	九	州市	1		100.0%	6	5	83.3%			_				6			
62	福	田	市	2		100.0%	3	3	100.0%			_			_	3	2	66. 7%	
63	横	須	賀市			_	1		100.0%			_	ļ		_	1			
64	金				20	00 50	4 FF0		40.00						10 40	<u>4</u>		10 70	
資:	14	計	左右力	119	<u>28</u> (巫成 1	23.5%	558 1日現	<u>2/8</u> 左)	49. 8%	56	3	5. 4%	31	6	19. 4%	558	110	19. 7%	

資料:家庭福祉課調べ(平成19年2月1日現在) ※1 乳児院及び児童養護施設の施設数については、平成18年3月31日現在(資料:福祉行政報告例) ※2 児童自立支援施設については、国立の2施設を除く

身元保証人確保対策事業の概要

1. 事業の目的・内容

(1)目的

施設等を退所する子どもや女性にとって、自立に向けた支援は大きな課題であり、 親がいない等により身元保証人を得られない場合に、就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないよう支援する。

(2)内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が、就職やアパート等を賃借する際に、 施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を、全国社会福祉協議会が契約 者として締結し、その保険料について補助を行う。

(対象施設等) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、 里親、児童相談所一時保護所、自立援助ホーム、 母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所

- 2. 補助根拠 予算補助
- 3. 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- **4. 補助率** 1/2 (国1/2 都道府県・指定都市、児童相談所設置市1/2)

雇児総発第1006001号 平成18年10月6日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

児童福祉施設における施設内虐待の防止について

児童養護施設等の児童福祉施設における子どもの権利擁護については、これまで、「児童養護施設等に対する児童の権利擁護に関する指導の徹底について」(平成11年10月22日児家第60号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知)等の通知や全国児童福祉主管課長会議等の場において、積極的な取組をお願いしてきたところである。

また、平成16年12月には、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号。 以下「最低基準」という。)を改正し、児童福祉施設の職員による入所児童に対する虐待 等の禁止について明記したところである(平成17年1月1日施行)。

しかしながら、先般、埼玉県、大分県及び鹿児島県において、児童養護施設の職員が入 所児童に対し性的虐待等の行為を行っていたことが明らかとなった。このことは、子ども の心身を深く傷つけ、その権利を大きく侵害するものであるばかりでなく、児童福祉施設 に対する社会の信頼を揺るがしかねない大きな問題であり、極めて遺憾である。

今後、児童福祉施設において、このような施設内虐待が生じることのないよう、下記の 事項について留意の上、貴管内の児童福祉施設に対し、適切な指導等を行うとともに、都 道府県等として、子どもの権利擁護のための取組及び体制の充実・強化を図られるようお 願いしたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規 定に基づく技術的助言である。